**府域における温室効果ガス排出量の算定について（案）**

資料３－１

**＜背景＞**

⮚　府では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、毎年、府域の温室効果ガス排出量を算定し、地球温暖化対策実行計画の進行管理を実施。温室効果ガス排出量は、小売電気事業者や小売ガス事業者から任意に提供を受けた部門別（産業・業務・家庭）売電量や都市ガス販売量のほか、温暖化防止条例に基づく特定事業者の届出値や国の各種統計等を用いて算出。

⮚　電力・ガスの全面自由化により、一部の小売電気事業者や小売ガス事業者が府域の販売実績（部門別など）を秘匿情報扱いとしたことから、府において算出に必要なデータが入手できなくなった。

**令和２年度中に策定する次期計画における目標設定や進捗管理を見据え、可能な限り長期的に使用できる算定方法について検討を行う。**

**＜今後の算定方法の方向性のポイント＞**

⮚　今後の方向性に基づき、可能なものについては遡及し再算出する。

**○二酸化炭素**※下線部が今回入手できなくなったデータ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部　門 | 現　行 | | 今後の方向性（案） |
| 産業部門の うち製造業  ※１ | 温暖化防止条例の特定事業者の届出値（業種別・燃料種別消費量）を基に業種別製造品出荷額等を用いて算出 | 左記の方法で算出した後、電力・ガスについては、小売電気事業者や小売ガス事業者から提供された部門別販売量※２により補正  ※２：電力については「電力調査統計」（経済産業省）を用いて補正 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）の部門別・業種別の燃料消費量を使用し、「電力調査統計」（経済産業省）など他の統計値による補正が可能な場合は補正  ※１：産業部門の非製造業については、従来どおり、都道府県別エネルギー消費統計から算出 |
| 業務部門 | 各種統計の建築物用途別業務用床面積と建築物用途別床面積当たりの燃料消費量から算出 |
| 家庭部門 | 小売電気事業者や小売ガス事業者から提供された部門別販売量※等から算出  ※電力については「電力調査統計」（経済産業省）を用いて補正 | |
| 運輸部門の うち自動車 | 「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画進行管理調査」（大阪府）の府域の車種別走行量から算出 | | 変更なし（予定） |
| 運輸部門の うち鉄道 | JR西日本・JR東海の公表資料及び「鉄道統計年報」（国土交通省）の電力消費量から算出 | | 変更なし |
| エネルギー転換部門 | 事業者からの提供値及び温暖化防止条例に基づく特定事業者の届出値及び統計から算出 | | 変更なし |
| 廃棄物部門 | 国や府が集計した実績値等から算出 | | 変更なし |

**○メタン、一酸化二窒素、代替フロン**

現状の算定方法の課題を洗い出し、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル　算定手法編」（平成29年３月）を参考に必要に応じ見直し

**＜想定される課題＞**

⮚電力自由化に伴い、実態に即した電力排出係数の把握方法

⮚三フッ化窒素の計算方法

⮚現行の算定方法による排出量との差異

⮚森林吸収等の計算方法

**＜検討のスケジュール（予定)＞**



**〔参考〕使用予定の統計**

⮚「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省が毎年12月頃に前々年度分を公表）

○都道府県におけるエネルギー消費の実態を把握し、都道府県における温室効果ガス対策の実行計画等を作成する上での参考資料に資することが目的とされている。

○部門別・業種別にエネルギー種類ごとのエネルギー消費量〔単位：kWhやkLなど燃料別単位・J（ジュール）〕及び炭素量〔t-C〕がある。

○平成28（2016）年12月に統計方法が変更された際に精度の向上が図られている。

具体的には、石油等消費動態統計調査の対象事業所に加え、エネルギー消費統計調査を活用し、省エネ法のエネルギー管理指定工場に該当する事業所についても、各事業所の個票のエネルギー消費量を直接計上することとされた。

　○府域においては、炭素排出量カバー率で６割弱（産業部門の８割半ば、業務部門の２割弱）　　　　の個票が直接計上されている。

⮚「電力調査統計」（経済産業省が毎年８月頃に前年度分を公表）

○平成28（2016）年度から統計の内容が変更になり、「都道府県別発電実績」や「都道府県別電力需要実績」などが追加された。